

# 大和市教育委員会 2 月臨時会

日 時 令和3年2月10日

午前10時00分

場 所 教育委員会室

1 開 会

2 会議時間の決定

3 会議録署名委員の決定

4 議 事

日程第1（議案第1号）就学援助費の再認定等について

5 閉 会

議案第1号

就学援助費の再認定等について

就学援助費の再認定等について、審議願いたく提案する。

令和3年2月10日提出

大和市教育委員会

教育長 柿本 隆夫

## 就学援助費の再認定等について

### 【経緯】

就学援助費の認定を行うにあたっては、「大和市就学援助費事務処理要領」第4において、世帯全員の総所得金額の合計額を用いて、判定を行うよう定められているところ、基幹システムの処理において、世帯全員の合計所得金額の合計額を用いていることが判明しました。

これは、新基幹システム導入時（平成24年度）に、判定に用いる所得を合計所得金額の合計額に設定するよう事業者に指示し、その後の検証が不十分であったことに起因するものです。

「大和市就学援助費事務処理要領」  
 第4 算定基準について  
 ①限度額と比較対象する世帯の所得等  
 世帯の前年における、生計を一にする世帯員全員の**総所得金額の合計額**  
 総所得金額：純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除後の合計額  
 合計所得金額：総所得金額等の各種繰越控除前の金額

総所得金額 ≤ 合計所得金額

### 【影響する件数と支給すべきであった合計金額】

総所得金額の合計額により判定すれば当然に認定されるべきところ、合計所得金額の合計額により誤って判定されたため、非認定となった件数と支給すべきであった合計金額は次のとおりです。

【単位：円】

年度		影響する 件数	支給すべき 合計金額		影響する 件数	支給すべき 合計金額
平成24年度	小学校	4	264,021	中学校	3	339,577
平成25年度		4	276,497		0	0
平成26年度		4	271,030		2	200,500
平成27年度		3	192,095		1	100,250
平成28年度		3	189,860		6	686,100
平成29年度		2	132,300		0	0
平成30年度		10	604,910		5	504,160
令和元年度		8	506,984		3	220,760
令和2年度		0	0		1	41,820
<b>計</b>			<b>38</b>		<b>2,437,697</b>	

### 【今後の方針について】

- ・平成27年度から今年度までに誤って判定した方に対し、文書を送付のうえ、非認定の取消し及び再認定を行い、今年度中に支給すべきであった額を支給します。また、支給日が決定しましたら、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により遅延損害金の額を決定するよう、市長に申し出ることとします。
- ・平成24年度から同26年度までに誤って判定した方については、時効により支払義務が消滅していますが、市民の公平性の観点から、本来の支給額及び遅延損害金相当額を補助金として支給します。